主なCLT助成制度

「幅広い建築用途で活用可能な、CLT等木材利用への国の助成制度」を記載しています。
本紙の制度以外にも「建築用途が限定された助成制度」や「CLT利用が要件ではないが、利用すると補助額が加算される助成制度」
などがあります。詳しくは、下記のサイトをご覧ください。

（内閣官房）CLT活用促進のための政府一元窓口 ＞ CLTを活用した建築物への支援制度について

作成：(一社)日本CLT協会 ／ 更新日： 2024/6/13

	主管省庁	制度名称		支援先	補助率等	条件	建築用途 民間 戸建住宅	建築用途 民間 集合住宅	建築用途 民間 その他	建築用途 公共	窓口	募集期間	備考
1	林野庁	**JAS構造材実証支援事業**	【JAS構造材実証支援事業】 非住宅分野を中心とする建築物においてJAS構造材等の消費拡大に向けた普及・実証の取組を支援	建築業者	CLT調達費(木材費・加工費・運搬費)又は13万円/m3の低い方 上限：1件当たり1,500万円(床面積3,000㎡超は3,000万円)	JAS構造材活用宣言を登録した者 （R5年度までに登録された事業者は更新が必要）	階数：4階建て以上(3階以下は、延床面積500㎡超え又は3階建は1件まで)	○	○	施主：国以外(国は×)	**全国木材組合連合会** **電話：03-6550-8540** （平日10：00～17：30）	[R6①]24/6/17～6/21 ~~[R5②]23/6/12～6/16~~	サイト
2			【転換実証支援事業】 住宅等の建築に当たって調達が困難になった資材を設計・施工上の工夫等を通じて代替となる木材製品へ転換する取組を支援	建築業者、設計者等	①部材調達支援：CLTの調達 費又は14万円/m3の低い方 (上限1,500万円) ②設計支援：設計費の1/2 (木造部の床面積×12,700円 ×1/2の金額を上限)	JAS製品への転換	居住専用住宅又は事業用併用住宅で3階建てのもの若しくは延べ面積500㎡以上のもの	×	×	×		~~[R4②]22/10/7～10/31~~	
3		**CLT活用建築物等実証事業**	協議会方式によるCLT建築物の設計・建築又は部材の性能の実証等の取り組み	建築主等(公共団体、民間等)	設計・建築費への助成：3/10以内(特に普及性や先駆性の高いもの1/2以内)	先駆性・普及性の実証	×	○	○	○	**日本住宅・木材技術センター** **電話：03-5653-7581**	[R6①]24/6/3～7/3 ~~[R5②]23/6/19～7/31~~ ~~[R5③]24/2/26～3/26~~	サイト
4		**都市における木材需要の拡大事業**	非住宅・中高層建築物等における木質建築資材の利用の実証への支援	建築業者	①耐火・準耐火建築物等 CLT 17万円/m3 ②JAS構造材を利用する建築物 CLTの調達費又は14万円/m3の低い方 (①②とも、上限3,000万円)	市木利用拡大宣言又はJAS構造材活用宣言を登録した者	4階建以上	○	○	施主：国以外(国は×)	**全国木材組合連合会** **電話：03-6550-8540**	~~[R5①]23/7/3～7/21~~ ~~[R5②]23/7/24～8/10~~	サイト
5	国交省	**優良木造建築物等整備推進事業**	木造化の普及に資する優良な木造建築物や先導的な設計・施工技術が導入される木造建築物への支援	建築主等(公共団体、民間等)	①普及枠 調査・設計費の1/2以内 建設工事費の7% （掛増し分の1/3以内） （上限2億円） ②先導枠 調査・設計費の1/2以内 建設工事費の10% （掛増し分の1/3以内） （上限3億円）	主要構造部に一定以上の木材使用 など	○	4階建以上（事務所含む）	非住宅（事務所を除く）延床3,000㎡を超えるもの又は階数が3以上のもの	○	**木を活かす建築推進協議会** **電話：03-3588-1808**	~~[R6①]24/4/1～4/30~~ ~~(II期)23/6/30～7/28~~ ~~(III期)22/11/4～12/9~~	サイト

※ 各制度の詳細については、当協会からはご回答いたしかねます。募集要項等をご確認のうえ、各窓口へお問合せお願いいたします。

※ 本紙の内容に起因する損害について、当協会は責任を負いかねます。あらかじめご了承お願いいたします。